

令和3年12月五島市議会定例会議案表

(令和3年11月30日提出)

番 号	事 件 名	ページ
議案第 117 号	五島市職員定数条例等の一部改正について	1
議案第 118 号	五島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	3
議案第 119 号	五島市国民健康保険条例の一部改正について	6
議案第 120 号	五島市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正について	7
議案第 121 号	五島市附属機関の設置等に関する条例の一部改正について	10
議案第 122 号	五島市単独住宅管理条例の一部改正について	11
議案第 123 号	前島地区集会室の指定管理者の指定について	12
議案第 124 号	岐宿墓地の指定管理者の指定について	13
議案第 125 号	生活館の指定管理者の指定について	14
議案第 126 号	布浦集会所の指定管理者の指定について	15
議案第 127 号	生活支援ハウス及び高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について	16
議案第 128 号	貝津老人憩の家の指定管理者の指定について	17
議案第 129 号	玉之浦地区集会所の指定管理者の指定について	18
議案第 130 号	丹奈集会所の指定管理者の指定について	19
議案第 131 号	市民三井楽プールの指定管理者の指定について	20

議案第 132 号	営農研修施設の指定管理者の指定について	21
議案第 133 号	里集落センターの指定管理者の指定について	22
議案第 134 号	漁村センターの指定管理者の指定について	23
議案第 135 号	令和 3 年度五島市一般会計補正予算（第 8 号）	別冊
議案第 136 号	令和 3 年度五島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案第 137 号	令和 3 年度五島市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案第 138 号	令和 3 年度五島市診療所事業特別会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案第 139 号	令和 3 年度五島市公設小売市場事業特別会計歳入歳出決算	別冊
報告第 2 2 号	専決処分の報告について（令和 3 年度五島市一般会計補正予算（第 7 号））	別冊

議案第117号

五島市職員定数条例等の一部改正について

五島市職員定数条例等の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和3年11月30日提出

五島市長 野口 市太郎

五島市職員定数条例等の一部を改正する条例

(五島市職員定数条例の一部改正)

第1条 五島市職員定数条例(平成16年五島市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「447人」を「455人」に、「26人」を「28人」に改め、同項第2号中「38人」を「40人」に改め、同項第4号中「59人」を「47人」に改め、同項第9号中「106人」を「104人」に改め、同項中「689人」を「685人」に改める。

(五島市職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 五島市職員の給与に関する条例(平成16年五島市条例第45号)の一部を次のように改正する。

別表第3第1項第1号の表5級の項中「、室長補佐」を削り、同表6級の項中「、室長」を削る。

(五島市部設置条例の一部改正)

第3条 五島市部設置条例(平成28年五島市条例第41号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号ケを削り、同号ク中「情報化」を「デジタルトランスフォーメーション」に改め、同号中クをケとし、キをクとし、カの次に次のように加える。

キ 広聴及び広報に関すること。

第2条第1号に次のように加える。

コ ゼロカーボンの取組の推進に関すること。

第2条第4号中カをキとし、オをカとし、エの次に次のように加える。

オ 文化財の保護に関すること。

第2条第5号中エを削り、オをエとし、カからクまでをオからキまでとする。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(提案理由)

令和4年度の機構改革により、子どもを産み育てやすい環境を強化するための課を設置するなど組織を新設し、及び改廃すること等に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第118号

五島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部改正について

五島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和3年11月30日提出

五島市長 野 口 市太郎

五島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定
める条例の一部を改正する条例

五島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例（平成26年五島市条例第33号）の一部を次のように改正する。

目次中「第53条」を「第53条・第54条」に改める。

第5条中第2項から第6項までを削る。

第38条第2項を削る。

第42条第1項第3号中「この号」を「この号及び第4項第1号」に改める。

第53条を第54条とし、第4章中同条の前に次の1条を加える。

（電磁的記録等）

第53条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するもの
のうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、
副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記
載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うこと
が規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁
的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができ
ない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるも
のをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出につい
ては、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交
付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者
の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」

という。)を電子情報処理組織(特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の

申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、同項第1号イ及び第2号中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、同項第1号イ中「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、同項第2号中「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項の」とあるのは「第6項において準用する第2項の」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 1 1 9 号

五島市国民健康保険条例の一部改正について

五島市国民健康保険条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日提出

五島市長 野 口 市太郎

五島市国民健康保険条例の一部を改正する条例

五島市国民健康保険条例（平成 1 6 年五島市条例第 1 3 3 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「4 0 万 4 千円」を「4 0 8, 0 0 0 円」に、「1 万 6 千円」を「1 2, 0 0 0 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第 7 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日以後に出産する被保険者に係る出産育児一時金について適用し、同日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

（提案理由）

健康保険法施行令（大正 1 5 年勅令第 2 4 3 号）の一部改正により、出産育児一時金の金額が見直されたことに伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第120号

五島市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正について

五島市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和3年11月30日提出

五島市長 野口市太郎

五島市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例

五島市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（平成27年五島市条例第21号）の一部を次のように改正する。

本則中「昭和31年法律第162号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「スポーツに関する事務（学校における体育に関することを除く。）」を「次に掲げる教育に関する事務」に改め、次の各号を加える。

- (1) 五島観光歴史資料館の設置、管理及び廃止に関する事（法第21条第7号から第9号まで及び第12号に掲げる事務のうち、五島観光歴史資料館に係るものを含む。）。
- (2) スポーツに関する事（学校における体育に関することを除く。）。
- (3) 文化財の保護に関する事。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にこの条例による改正後の五島市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（次項において「新条例」という。）本則第1号及び第3号に規定する事務に関し五島市教育委員会がした許可、認可その他の行為（以下「許可等」という。）は、市長がした許可等とみなす。
- 3 この条例の施行前に新条例本則第1号及び第3号に規定する事務に関し五島市教育委員会に対してした申請、届出その他の行為（以下「申請等」という。）は、

市長に対してした申請等とみなす。

(五島市五島観光歴史資料館条例の一部改正)

- 4 五島市五島観光歴史資料館条例（平成16年五島市条例第253号）の一部を次のように改正する。

第3条中「五島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。

第5条第2項、第6条第1項ただし書、第8条第1項及び第2項、第9条、第12条第1項、第13条並びに第14条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第17条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(五島市文化財保護条例の一部改正)

- 5 五島市文化財保護条例（平成16年五島市条例第255号）の一部を次のように改正する。

第3条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第4条第1項中「五島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改め、同条第2項から第4項までの規定、第7項及び第8項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第5条第1項、第2項、第6項及び第7項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第6条第1項中「教育委員会規則」を「規則」に、「教育委員会」を「市長」に改め、同条第3項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第7条から第9条までの規定、第10条第1項から第3項までの規定、第11条、第12条第2項、第13条第1項及び第2項並びに第14条第1項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第15条第1項及び第2項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第3項中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第16条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第19条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(五島市附属機関の設置等に関する条例の一部改正)

- 6 五島市附属機関の設置等に関する条例（令和3年五島市条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部五島市廃棄物処理施設環境対策審議会の項の次に次のように加える。

五島市文化財保護審議会 (文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下この項において「法」という。)第190条第1項)	法第190条第3項の規定に基づく文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、又は意見を述べること。	10人以内	2年
五島市五島観光歴史資料館運営委員会	資料館の適正な運営に関する必要な事項について調査審議し、又は意見を述べること。	8人以内	2年

別表教育委員会の部五島市文化財保護審議会(文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下この項において「法」という。)第190条第1項)の項及び五島市五島観光歴史資料館運営委員会の項を削る。

(五島市附属機関の設置等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 7 この条例の施行後、五島市文化財保護審議会及び五島市五島観光歴史資料館運営委員会の委員等として最初に委嘱され、又は任命される者の任期は、五島市附属機関の設置等に関する条例第5条第1項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までとする。

(提案理由)

教育委員会の事務である五島観光歴史資料館の設置、管理及び廃止に関すること並びに文化財の保護に関することについて、市長が管理し、及び執行することに伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 1 2 1 号

五島市附属機関の設置等に関する条例の一部改正について

五島市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日提出

五島市長 野 口 市太郎

五島市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

五島市附属機関の設置等に関する条例（令和 3 年五島市条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部五島市人・農地プラン検討会の項の次に次のように加える。

五島市農村環境計画策定委員会	五島市農村環境計画の策定及び変更に関する必要な事項について調査審議し、又は意見を述べること。	1 3 人以内	2 年
----------------	--	---------	-----

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（五島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部改正）
- 2 五島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例（平成 1 6 年五島市条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 五島市人・農地プラン検討会の項の次に次のように加える。

五島市農村環境計画策定委員会委員	5,600 円		
------------------	---------	--	--

（提案理由）

五島市農村環境計画の策定及び変更に関する必要な事項について調査審議するため、五島市農村環境計画策定委員会を新たに設置することに伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 1 2 2 号

五島市単独住宅管理条例の一部改正について

五島市単独住宅管理条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日提出

五島市長 野 口 市太郎

五島市単独住宅管理条例の一部を改正する条例

五島市単独住宅管理条例（平成 1 6 年五島市条例第 2 0 2 号）の一部を次のように改正する。

別表玉之浦の部越首住宅 G— 2 号の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

玉之浦地区の越首住宅 G— 2 号を廃止するため、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第123号

前島地区集会室の指定管理者の指定について

五島市前島地区集会室条例（平成16年五島市条例第89号）第3条第1項の規定により、前島地区集会室の指定管理者を次のとおり指定する。

令和3年11月30日提出

五島市長 野口市太郎

公の施設の名称	指定管理者	指定の期間
前島地区集会室	五島市奈留町泊429番地5 前島町内会 会長 江上 義雄	令和4年4月1日から 令和7年3月31日まで

（提案理由）

公の施設の指定管理者の指定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

議案第124号

岐宿墓地の指定管理者の指定について

五島市岐宿墓地条例（平成16年五島市条例第127号）第3条第1項の規定により、岐宿墓地の指定管理者を次のとおり指定する。

令和3年11月30日提出

五島市長 野口市太郎

公の施設の名称	指定管理者	指定の期間
中岳坂之上墓地	五島市岐宿町中嶽646番地5 中岳坂之上墓地管理組合 組合長 平山清次	令和4年4月1日から 令和7年3月31日まで
中岳南部栗島墓地	五島市岐宿町中嶽2042番地 中岳南部栗島墓地管理組合 組合長 太田勇	令和4年4月1日から 令和7年3月31日まで

（提案理由）

公の施設の指定管理者の指定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

議案第125号

生活館の指定管理者の指定について

五島市生活館条例(平成16年五島市条例第87号)第3条第1項の規定により、生活館の指定管理者を次のとおり指定する。

令和3年11月30日提出

五島市長 野口市太郎

公の施設の名称	指定管理者	指定の期間
小川生活館	五島市玉之浦町小川888番地 小川町内会 会長 大山唯章	令和4年4月1日から 令和7年3月31日まで
中須生活館	五島市玉之浦町中須571番地2 中須町内会 会長 山下勝彦	令和4年4月1日から 令和7年3月31日まで
嶽生活館	五島市三井楽町嶽1403番地 嶽町内会 会長 松本進	令和4年4月1日から 令和7年3月31日まで
浜窄生活館	五島市三井楽町濱窄140番地3 浜窄町内会 会長 出口作義	令和4年4月1日から 令和7年3月31日まで
高崎生活館	五島市三井楽町高崎677番地2 高崎町内会 会長 道下博文	令和4年4月1日から 令和7年3月31日まで

(提案理由)

公の施設の指定管理者の指定については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

議案第126号

布浦集会所の指定管理者の指定について

五島市布浦集会所条例（平成16年五島市条例第88号）第3条第1項の規定により、布浦集会所の指定管理者を次のとおり指定する。

令和3年11月30日提出

五島市長 野口市太郎

公の施設の名称	指定管理者	指定の期間
布浦集会所	五島市玉之浦町布浦122番地11 布浦町内会 会長 宿輪 仁	令和4年4月1日から 令和7年3月31日まで

（提案理由）

公の施設の指定管理者の指定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

議案第127号

生活支援ハウス及び高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について

五島市生活支援ハウス及び高齢者生活福祉センター条例（平成16年五島市条例第108号）第4条第1項の規定により、生活支援ハウス及び高齢者生活福祉センターの指定管理者を次のとおり指定する。

令和3年11月30日提出

五島市長 野口市太郎

公の施設の名称	指定管理者	指定の期間
岐宿生活支援ハウスふれあいの里	五島市三尾野一丁目7番1号 社会福祉法人 五島市社会福祉協議会 会長 窄 善 明	令和4年4月1日から 令和7年3月31日まで
奈留高齢者生活福祉センターやすらぎ荘	五島市奈留町船廻879番地1 社会福祉法人 なる共生会 理事長 生 田 照 美	令和4年4月1日から 令和7年3月31日まで

（提案理由）

公の施設の指定管理者の指定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

議案第128号

貝津老人憩の家の指定管理者の指定について

五島市貝津老人憩の家条例（平成16年五島市条例第113号）第3条第1項の規定により、貝津老人憩の家の指定管理者を次のとおり指定する。

令和3年11月30日提出

五島市長 野口市太郎

公の施設の名称	指定管理者	指定の期間
貝津老人憩の家	五島市三井楽町貝津180番地55 貝津町内会 会長 平松 憲三	令和4年4月1日から 令和7年3月31日まで

（提案理由）

公の施設の指定管理者の指定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

議案第129号

玉之浦地区集会所の指定管理者の指定について

五島市玉之浦地区集会所条例（平成16年五島市条例第232号）第3条第1項の規定により、玉之浦地区集会所の指定管理者を次のとおり指定する。

令和3年11月30日提出

五島市長 野口市太郎

公の施設の名称	指定管理者	指定の期間
向小浦集会所	五島市玉之浦町玉之浦155番地 向小浦町内会 会長 川田文雄	令和4年4月1日から 令和7年3月31日まで

（提案理由）

公の施設の指定管理者の指定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

議案第130号

丹奈集会所の指定管理者の指定について

五島市丹奈集会所条例（平成16年五島市条例第233号）第3条第1項の規定により、丹奈集会所の指定管理者を次のとおり指定する。

令和3年11月30日提出

五島市長 野口市太郎

公の施設の名称	指定管理者	指定の期間
丹奈集会所	五島市玉之浦町丹奈49番地3 丹奈町内会 会長 大賀 豊	令和4年4月1日から 令和7年3月31日まで

（提案理由）

公の施設の指定管理者の指定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

議案第 1 3 1 号

市民三井楽プールの指定管理者の指定について

五島市民三井楽プール条例（平成 1 6 年五島市条例第 2 4 8 号）第 3 条第 1 項の規定により、市民三井楽プールの指定管理者を次のとおり指定する。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日提出

五島市長 野 口 市太郎

公の施設の名称	指 定 管 理 者	指 定 の 期 間
市民三井楽プール	五島市三井楽町高崎 673 番地 三井楽スイミングクラブ 代表 島 安 洋	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 9 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

公の施設の指定管理者の指定については、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

議案第132号

営農研修施設の指定管理者の指定について

五島市営農研修施設条例（平成16年五島市条例第163号）第3条第1項の規定により、営農研修施設の指定管理者を次のとおり指定する。

令和3年11月30日提出

五島市長 野口市太郎

公の施設の名称	指定管理者	指定の期間
波砂間営農研修施設	五島市三井楽町波砂間315番地2 波砂間町内会 会長 山中重人	令和4年4月1日から 令和7年3月31日まで

（提案理由）

公の施設の指定管理者の指定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

議案第133号

里集落センターの指定管理者の指定について

五島市里集落センター条例（平成16年五島市条例第169号）第3条第1項の規定により、里集落センターの指定管理者を次のとおり指定する。

令和3年11月30日提出

五島市長 野口市太郎

公の施設の名称	指定管理者	指定の期間
里集落センター	五島市三井楽町濱ノ畔2165番地9 里町内会 会長 四辻正之	令和4年4月1日から 令和7年3月31日まで

（提案理由）

公の施設の指定管理者の指定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

議案第134号

漁村センターの指定管理者の指定について

五島市漁村センター条例（平成16年五島市条例第189号）第3条第1項の規定により、漁村センターの指定管理者を次のとおり指定する。

令和3年11月30日提出

五島市長 野口市太郎

公の施設の名称	指定管理者	指定の期間
嵯峨島漁村センター	五島市三井楽町嵯峨島148番地 嵯峨島地下町内会 会長 山下政義	令和4年4月1日から 令和7年3月31日まで
正山漁村センター	五島市三井楽町濱ノ畔924番地4 正山町内会 会長 嶋隆司	令和4年4月1日から 令和7年3月31日まで
柏漁村センター	五島市三井楽町柏579番地2 柏町内会 会長 川本貞昭	令和4年4月1日から 令和7年3月31日まで
岐宿漁村センター	五島市福江町1190番地9 五島漁業協同組合 代表理事組合長 草野正	令和4年4月1日から 令和7年3月31日まで

（提案理由）

公の施設の指定管理者の指定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。